

山梨県総合計画審議会第6回安心安全部会 会議録

1 日 時 平成22年8月25日(水) 午前10時～正午

2 場 所 ホテル談露館「アンバー」

3 出席者

・ 委 員 (50音順、敬称略)

赤池 政樹	雨宮 孝信	雨宮 登美子	石川 豊	市川 行治
岡村 美好	河崎 留美子	小松 重和	鷺見 よしみ	竹内 正直
戸田 知	藤巻 秀子	松田 志穂	三塚 憲二	

・ 県 側

知事政策局長	企画県民部理事	防災危機管理監	福祉保健部長
県土整備部技監	生活安全部長		

(事務局：知事政策局) 政策参事 政策主幹

4 傍聴者等の数 なし

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 部会長あいさつ
- (3) 知事政策局長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題 (すべて公開)

- (1) 平成21年度チャレンジ山梨行動計画の実施状況の概要について
- (2) 答申素案について
- (3) その他

7 議事の概要

(1) 議題 (1)～(2)について

議題(1)に関し、資料1により、議題(2)に関し、資料2により事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(委員)

数値目標の進捗状況で、政策4の県内医師の増員数が193.8パーセントとあるが、私に関係している団体の中に難病関係の団体があり、これらの方々が、難病医療体制を拡充し、常勤の専門医を複数にしてほしいと言っている。以前は、中央病院の非常勤の医師が1名であったが、複数になっているのか。

(福祉保健部長)

県内医師は、全体では確かに増員となっている。指摘のあった難病に関わる、特に、神経内科の医師が減っている状況にある。

中央病院の件だが、常勤の医師がこの4月からいなくなってしまった。これはある程度予想されていたことでもあるが、医師の確保が難しい中で、どういうふうに難病の医療体制を強化するかを検討している。中央病院と山梨大学附属病院が最後の砦であり、山梨大学附属病院を難病支援の拠点病院とするなど、その疾病ごとに役割分担を行うことで、当面しのいでいきたいと考えている。

いずれ中長期的には、医師の確保はされていくであろうと考えているが、今が一番厳しい時期であり、中央病院と山梨大学附属病院で役割分担を行い、対応をさせていただきたい。中央病院には、非常勤の医師に来てもらっているが、難病、特に、パーキンソンと神経内科の部分が弱い。これは重々承知をしており、当面、山梨大学附属病院との連携を行い、また、山下院長をはじめとして、県内だけではなく全国に対して声を掛けている。個別にも声を掛けており、インターネット等でも公募を行っている。体制が確保されるまでは連携体制で対応することを考えている。

(委員)

政策1について、耐震化率の進捗率が経済の悪化等で伸びてないという話を伺ったが、それが16.1で、2割未満であるにもかかわらず、執行率を見ると87.5パーセントとなっている。こういった経費は、進捗率の割には執行率が高いように感じるが、住宅の耐震化に政策1の金額の何割を占めているのかわからないが、耐震化率が目標の100パーセントにいかなくても、執行率は100パーセントを目指していくということになるのか。それとも、目標が達成できない時には、その経費はどこかに充当されるとか、そういった仕組みになっているのか。

(政策参事)

昨日の部会の際にも、似たような質問があり、予算をできるだけ使わなくて効果があれば、それはいいことではないのかとか、逆に、使わないとまずいこともあるのではないのかとか、いろいろな意見をいただいた。

住宅の耐震化率に対する予算がはっきりわかれば、その効果ははっきりわかるだろうが、政策1は、それ以外のそれぞれの予算があり、それを合わせたものになっているので、わかりにくい表になっているが、ここでは詳しくこれとこれが対するというようなことは説明できないが、いずれにしろ、それぞれ政策1に関わる事業があり、その合計の執行率ということになっている。

住宅の耐震化にどのくらいの予算がかかっているかということは、資料を持っていないので、個々にお伝えさせていただきたいと思う。

(県土整備部技監)

住宅の耐震化率に係る約9割は民間に依存しているところである。

国が、平成27年度までに、仮に同じような地震があった場合に、その被害を半分にしようという目標を立てたが、その為の耐震化率が90パーセントである。全国平均では、平成17年度が75パーセントぐらいだったようだ。山梨県の場合は72.3パー

セントだったが、同じように、90パーセントを達成しようという目標を立てた。

そのうちの前半5カ年は、その真ん中なので81パーセントという目標になっているが、家を建て替えることによって、当然、耐震化されるわけであり、そこに依存する部分が約9割あり、残りの1割について、行政がいろいろ支援をする中でやっていこうということであるので、執行率ハ耐震化率とは違った指標であるので、こういう数字が出てしまっているという状況である。

(県土整備部技監)

目標値には厳しい数字を上げたが、これは国も全く同じ考え方だが、民間に依存する部分をだいぶ期待していた。経済の低迷があり、建て替えが進まない中で、90パーセントという目標値が適切なものなのかわからないが、成果が上がらなかったということがここに出ているという状況である。当然、行政が応援する部分、例えば、耐震化が必要かどうかという診断を行うとか、そういうことはやらせていただいております、それなりに成果もあったが、いざそのために、個人がお金をかけて直そうという話になると、中々進まなかったということだろうと思う。

(委員)

6ページの4番目のところに、「女性の一生のライフスタイルの中で」で始まり、最後は「女性として輝いて生きていく良い見本となる人を紹介していくことが重要」とあるが、良い見本というものがあるかどうかということが、引っ掛かっている。できたら、確かに内容はわかるが、「良い見本」というのは、一体何を指しているのかと問われた時に、わかりにくいので、検討をしてもらいたいということが一点である。

それからもう一つ、この提言の中には具体的にあまり入っていないが、「チャレンジ山梨行動計画」の政策2の中に、放課後児童クラブの設置に対する支援というものが盛り込まれている。ある研究会に出た時に、障害を持つ子どもの父兄から、普段は学校に行かせているが、長期の休みになった時に預かってくれる施設がないという話が出た。

通常子どもだと、学童保育が代わりをしており、学校の設立記念日等の祝日については、ほとんど1日、午前8時位から午後6～7時位まで子どもを預かるシステムが、放課後児童クラブの大きな枠組みだと思う。遅れているのが、障害を持つ子どもを受け入れる場所である。地域において完全に通常の子どもたちと同じような形で進められているのかという疑問がある。学校が休日、あるいは学校行事等があつて学校にいる時間が短くなった場合でも、保護者は就労しているので、放課後児童クラブを進めていくうえで、その助けとなるような受け皿づくりを、もう少し積極的に推進していただけたらと思う。実態がどうなっているのかということも、できたら調査をしていただきたい。答申素案でも、学童保育には触れているが、障害者にとっての学童保育の位置付けというものをどこかに載せていただきたい。

(委員)

二点目の事項は、特別支援学校に関わることという解釈でよいのか。

(政策参事)

最初の意見だが、委員からいただいた意見を集約させていただいているので、いただいた意見を参考にしながら、文面については打ち合わせをしながら、整理させていただきたいと思う。

(福祉保健部長)

放課後児童クラブと、障害を持つ子どもの放課後の話だが、特別支援教育等について、県の教育委員会で検討に入っている。そちらの検討と、福祉サイドで検討している地域での処遇、放課後どうやって暮らすかという学校の外の話とをよくすり合わせをしながら、実態をよく把握するということが大事だと思う。実態の把握が不十分なところがあるので、調査をして、教育委員会が所管する学校教育、その延長線上の学童保育の受入体制、それから、障害を持つ子どもたちに対して、福祉サイドとしてできることについて、教育委員会と調整をさせていただきたいと思っている。

具体的にこんな事業でということは、今は申し上げられないが、特別支援教育の見直しについて教育委員会で取り組んでいるので、その議論をベースにしながら、福祉サイドでどんなことができるのかを、真剣に検討していきたいと考えている。

(委員)

特別支援学校が足りないということが新聞等で報道されているように、教育委員会マターである。家庭、児童クラブ等がリンクしながら、障害を持つ子どもたちをどうやって育てていくかということについて、県と教育委員会とで、対応を図っているということよろしいか。

(委員)

答申素案には、これまで私たちが意見交換した内容が活かされていると思う。6ページに、これから少子高齢化がますます進展する中で、「地域社会の共助の一員にするシステムを構築してほしい」というのがある。一人一人が地域社会を担っていく主人公であるということが、いろいろなところに書かれているので、本当に本県らしいと思う。14ページの上から四つ目の○にも、「地域社会の構成員としてともに生きていく社会づくりを」とあり、本県らしいいろいろな意見が活かされた内容だということを非常に感じている。

しかし、何か不足してると思うものがある。これから進む高齢化社会に対応して、独居の高齢者のこととか、さまざまなことは書かれているが、これから高齢者を対象とする、いろいろな福祉サービスや地域のさまざまなサービスが、もっともっと出てくると思う。そういうものを安心して使えるということについての記載がなく、高齢化社会を支えていく仕組みづくりについての記載がどこにもない。どんなに高齢になっても安心して暮らし、山梨で最後まで暮らし続けられるようにするべきである、ということをごどこかに入れてほしい。

また、18ページでは、医師確保が大変大きな問題になっているとしている。医師の数としては確保できているが、分野別にはまだまだ偏りがあると思う。18ページの上から二つ目の○の、「今後は医師確保対策の」というところで、「図るなどして、

県民への医療提供体制」とあるが、医師確保対策を推進するだけでは、とても県民への医療提供体制は充実しない。医師やさまざまな職種についての確保策の一層の推進を図っていくというような書き方の方がいい。

(政策参事)

最初にいただいた高齢者福祉の関係については、大変貴重な意見をいただいたと思っていますので、場所については工夫をしながら入れさせていただきたいと思う。

それから医師確保対策については、医師確保やさまざまな対応を、そこに一言入れればよろしいということだと考えているので、福祉保健部とも相談しながら対応させていただきたいと思う。

(福祉保健部長)

医療提供体制のさらなる充実のために、医師はじめ医療従事者の確保、マンパワーももちろん大事であるし、その辺を言うときりがないが、全体のボリュームの中で、もう少し工夫をして、どういう表現が一番膨らみを持ったものになるか知事政策局とよく相談をしたい。

マンパワーの話以外では、救急医療などの、当面大きな課題になってる部分を列挙する形でいかがかなと思っていますが、そこは調整をさせていただきたいと思う。

(委員)

「高齢化社会」は、「超高齢社会」と書くべきであって、日本は65歳以上の人がすごい勢いで増える。フランスは、65歳が7パーセントから10パーセントの人口を占めるまでが、大体100年ぐらいかかっているのに、日本は20年間ぐらいで7パーセントから14パーセントになり、もう完全に超高齢化社会になっている。藤巻委員の発言は、健康な一生を送れるような環境を、もっと県でしっかりつくって、豊かな生活を送れるようにしようということ、どこか組み込んだらどうかということ、でよいか。そのために、私たちを含めていろいろな人たちが協力し合って、そういう社会をつくろうということ、しっかり書くべきだということ、でよいか。

(委員)

子どもを育てている人と高齢者の世代間の交流が非常に少なくなっている。だから、ここをきちんとしておかないと、高齢者になり要介護状態になった時に「さて介護しましょう」と言ってもなかなか難しい。だから、この世代間の交流という問題を少し入れていただきたい。部会長が発言したように、最後まで元気で生きること、最後まで元気で働くという気持ちを持てるのが、とても大事になってくると思う。だから、若年性のアルツハイマーの人や、高次脳機能障害で比較的早い時点から障害を持って高齢化していく人が、就労などの、生きる糧を見つけられるような支援が必要になるのではないかと思う。

そして、7ページの一番上の○だが、要介護認定の更新時という、かなり限定された場面になってしまうので、介護保険の制度そのものを、もう少し高齢者の視点に立った、使い勝手のいいようなやり方にしてほしいというように、広げた表現の方がいいのではないかと思う。

(委員)

答申素案は、部会の中の流れの中で出てきた話が、前後の話がなくて、ポコポコ出てきている。ここで聞いていた人は、あの時のあの発言がここへ出てきて、ここにはこう書いてあるけど、思っていたことは必ずしもこういうことではなくて、ここで言おうと思っていたことは、こういうことではないと思うだろう。私は、ユニバーサルデザインという話題が出てきたので、ユニバーサルデザインって歩道のバリアフリー化だけではないということと、特に、独居老人が健康で暮らせるということだけでなく、きちんと自分のことがある程度できて暮らしていくためには、こういうことも必要ではないかということで、発言したつもりだった。

文章全体を読んでいくと、前後の流れがないので、何を言おうとしているのかがきちんと伝わってないような印象を受ける。そういう視点で、もう少し文章を練っていただきたいと思う。ユニバーサルデザインについて申し上げているが、これからの超高齢社会で、高齢者が元気に健康で、ある程度自立して、自分のことは自分でやって暮らしていけるような体制づくりが必要であるということだと思う。

(政策参事)

大変貴重な意見で、我々も委員の皆様からいただいた意見を、できるだけそれに沿った形、できるだけ変えないような形で、記載させていただいている。そうすると、長い文面の切り取りというようなことに、どうしてもならざるを得ない部分があるが、その辺はできるだけもう一回精査させていただく。そうは言っても、事務局として、ざっくりと概要としてまとめるというのも中々難しいので、委員の皆様にはもう一度送付し、確認をしていただくような形で、お願いできればと思っている。

(委員)

この部会に出席するのは初めてだが、いろいろ話を聞いて高齢者が現在の世の中で安全で安心して暮らせるかと言うことについて非常に疑問を持っている。新聞に出ているように、年金が欲しいために親が死んでも届けないこともある。

かつては、子どもが結婚すると、家族生活という形で高齢者と一緒に生活していたが、現在は、住宅があるにもかかわらず、わざわざ新しい住宅を建てて別居する。価値観の変化から、そういうことになってきているのではないかと思う。しかも、自分の親が、住民登録を一緒にしていながら、どこに住んでいるのかわからないというような状態だ。

かつてのような親子の絆、家族の絆、きょうだいの絆が、最近だんだん薄れてきているという感じがする。高齢者が、安心して安全に暮らせる社会をどうやって支えていくかということは基本的な問題である。医療を充実するとかという問題ではなく、もっと心の問題が問われる時代だと思う。

そういうことを考えると、地域コミュニティーがもう少ししっかりしながら、お互いに隣り近所を見守り合うというような形が形成されていかないと、こうした問題は解決しないという感じがする。災害があった場合に、誰を一番頼るかということ、隣近所の人だというのが実態であり、そういう地域のコミュニティーをきちっと育

てることが、安全安心に暮らしていく基本ではないかと感じている。

そのような形を目指して、是非、行政としても取り組むと同時に、各地の団体が、そういう理念を持ち直した中でやっていかないと、安全安心という、言葉は確かにいいが、実際問題として、うまくいかないのではないかと思う。

(知事政策局長)

大変難しい課題だと思うが、石川委員から貴重な意見をいただいた。地域コミュニティにはいろいろな生活がベースにあるものだと理解しているが、委員の発言は、全てもう一度整理をさせていただいて、どういう表現がいいのか、どういう中身にすればいいのかも含めて検討をさせていただく。

(委員)

6 ページの三つ目から六つ目の○の部分が、「あたたかく多様な子育て支援」に対応してるかと思われるが、一つ一つの項目を見ていると、子育ては女性の仕事であるというような色合いがとても感じられる。実際には女性が担っている部分が多いわけだが、父子家庭も大変注目をされてきているし、お父さんとお母さん、それから周りを取り囲む社会で子どもを育てるといふ、そういう視点が欠如しているような印象を、この部分を続けて読むと持つので、そういう視点からの内容も少し付け加えた方がいいのではないかというような印象を持った。

(政策参事)

頂いた意見はもっともだと思う。その中で、女性の一生のライフスタイルに係る意見がかなり強いイメージを与えるのではないかと思うが、その辺も工夫をさせていただき、調整をさせていただきたいと思う。

(委員)

愛育会の中で子育て支援をしているが、現代の親と私たちのような年代の人たちとでは、年代の差があり過ぎて、親の養育が大変難しいということを感じている。子どもの育つ環境がとても変わっているということも感じている。一生懸命やっているお母さんもいるが、片や、背中を押してあげないといけないお母さんもいる。

(委員)

先ほどから話題になっているライフスタイルの意見は、発言した私自身が一番気になっていて、まとめのところが、「紹介していくことが重要である」、という文で収束してしまっている。岡村委員が発言していた高齢者の話と同じような感想を持っていて、約1年かけてここで議論したことが、最後にこういった形で収束してしまうのは、非常に残念である。

私は、現場から見た時に、女性のライフスタイルを意識して人生設計が立てられるような、自立できる体制についての施策を調整していくことが必要ではないかというようなことを述べたつもりである。

ここの部会で、私はどういう立場で発言するのか毎回考えている。統計的な数値を用いて行政から施策が上がってくるが、これは遠視眼的に見ているとらえ方であ

り、現場の中で、高齢者が一生を遂げていく中でどういった不便さがあるかとか、子育て中の母親がどういったところでつまづくかとか、現場の近視眼的な視点での見解を述べる立場なのかなと思っている。ライフスタイルについて紹介していく広報費を付けようというようなことで終わってしまうと、非常に残念である。例えば、保育や、学童保育が充実すればいいと言った時に、保育園に長時間預けていた母親が、学童保育に変えると預ける時間が短縮されて、維持できないという状態になったりすることもある。

また、学童保育では、小学校3年生までしか基本的に預かってもらえないが、4年生が一人で留守番できるかというところ、そういったわけでもないということもあり、結構滑らかでないところがあるので、ライフスタイルを意識して人生設計を立てられるような、共働きにしても全く同じだと思うが、そうやって自立していける世の中があることを前提に、施策を滑らかにしていっていただけたら、非常に意見を述べやすいし、いろんな形で協力を他の方からも得やすいのではないかと思っているので、是非もう一度、言葉だけだが、そういった形で見直していただきたい。

(政策参事)

委員の意見の深さがわかったので、この発言のところを調整させていただく。

(委員)

戦後、社会が多様化し、女性が女性なりに生きていく、そしてまた、女性が社会の一員として生きていく社会を構築しようという流れの中で、女性が社会的な進出を果たしてきた。これは、決して悪いことでもないし、私は一人の人間として、性に関わりなく社会の中で生きていくことは、もっともなことだと思っている。答申素案の中にも、子どもを産み育てる輝いている方を紹介していこう、という記載があるが、これは、女性に対して、子育て、自分たちの母性としての感性の素晴らしさを、再度認識していただけるような活動に取り組んでいこうというふうにとらえることができる。

私たちは生き抜いていく社会人の一人だと、人間の一人だという、そういう感性を持つ女性、あるいは基本的なものの考え方を持つ女性、どちらを優先していくかということは、個人の権利の問題として、どっちもいいという表現にせざるを得ない。これは、自由国家である日本における女性と男性との共同参画社会の中では、基本的に必要なことだと考えているので、答申素案の中で両方の意見が取り入れられていることは、非常に素晴らしいことだと考える。

ただ、日本国民の全てが生きていく中において、国家の中に人口減少社会を迎えていく、いずれ日本国民が滅亡していくであろうという社会がもし到来するとすれば、改めて日本国民は、全ての基本において子孫繁栄、あるいは自分たちの国家の存続、そういうものまで考えていった時に、人間の基本的な仕組みそのものをどう維持していくかというところで、改めて考え直さなくてはならない時期がきていると考える。

国家はそれぞれ出生してくる子どもたち、未来を担う子どもたちについて、「産み育てやすい」と言い、その産み育てやすい社会を、一生懸命つくっているが、どのように女性は産み育てやすい社会の中で子どもを産んでいくのか。産んでいくと

いうより、自分が授かっていくのか。あるいは自分の愛する男性、あるいは子どもの基本的なものの出生に携わる基本的な概念というものは、あるいは基本的なものの考え方というものは、女性はいま一度考える必要がある。産める人と産めない人とがいる。それは、それぞれの個人の生態系の中における自分の潜在的機能全てのものの中において、あるいは産むだけでなく、生きていくことにおいても、それぞれの人がそれぞれの環境で生きていくと思う。

だけども、一つのもの基本は、自分たちの性を大いに、この世の中でもって社会へ還元していくことである。男性は男性なりに、女性は女性なりに持ち得てこの世の中に生まれてきた性そのものを、いかなる格好かは別にしても、全うしていくべき社会であるべきだと考えている。ぜひ男性も女性も、一生懸命子育てをしていける環境だけは整えていただきたい。

そしてあと一つは、6ページに、行政、民間からも金を取ってきて、いろいろなことができる記載されていることについてである。この表現は、一考していただきたい。行政の人間が、どんどん金を取ってきて、どんどん物事ができるというような誤解を招くかもしれない。

あと、医療に携わる方、愛育会の方が高齢者と接する時に、自立する社会をつくらうとしてはいるが、現実には、一人で自立しろという社会は、生きていきにくい社会だ。この辺も理解していただきながら、高齢者の問題も、みんなで手を携えながら、考え直していただきたい。

来月、長寿を祝う高齢週間、老齢週間、敬老週間があるが、最近は敬老の「敬」の字がなくなっている。老人週間に変わってしまっているが、これは高齢者が非常に多くなり過ぎたという考えを、社会や行政が持っているからだ。大変だという考え方ではなく、敬老の「敬」の字を付けていただきたい。

(政策参事)

最初いただいた意見は、先ほどの委員の発言に深く関わる部分なので、調整をする際に、その辺も含めて、基本的なところ、人間が生きていくところに、男性・女性がいるという話だと思うので、調整をさせていただく。

それから、お金を取ってきて画期的なことをやっているというところについても意見をいただいたので、調整をさせていただきたいと思う。

(委員)

県の職員は、できるだけ提言をそのまま取り上げようとして書いているが、私たちが言ったことは、一回こちらに置いていいので、もう一度再構築して文章にしていただきたい。委員の意見をそのまま文章にして載せるべきであると考えていると思うが、先ほどの委員の発言のように、ポンポンと出てしまうと、変なふうに取り立てられる可能性もあるので、その辺もうまく調整してほしい。委員の国家観になってくると非常に重いテーマになるので、省かせていただかないとどうにもならないと思う。

(委員)

食品の安全安心について比較的コンパクトに掲載されている、疑問も含めて、是

非、県にお願いしたいことがある。

この間、回転ずしへ行ってきたが、ネタがどこのものか何もわからない。もちろんシャリもわからない。ペットボトルのお茶が全部国産だと思っていたがそうではなかった。国産茶葉100パーセントと書いてあっても、実際は中国から輸入された茎がほとんど入っている。そういうものが平気で日本では売られている。お土産屋へ行くと、あんこのまんじゅうも中国産がかなりの量を占めている。県でも、そういうものの監視・監督をやってはいると思うが、法律的に悪いということがなければ、黙って見過ごすほかはないのではないかと思う。

だから、できたら、そういう違反を公表をしてもらいたい。私たちも知らないで、嫌でも食べさせられているということについて、何とかそれを防ぐために、国へ働き掛けていただくぐらいのことも、やっていただかないといけないと思う。

あらゆる食品が、昔は製造者、または生産者という表示があった。最近はそれがほとんどなくなり、いつの間にか販売者だけになった。もうほとんど中国産という表示のものはなくなった。実際はほとんど中国産のようだが、それを販売者でごまかしてる。

県の段階だとそれでいいのか。国がそのようにしたと言えればそれまでだが、消費者にとっては大変不親切で、安心して食べられない。そんなことを言っていると、何を食べても危ないのではないかということになるが、是非、そういう問題がわかれば、注意をしていただきたい。お米でさえ、古米をワックス掛けして新米として売ってる所もある。是非、県の指導をお願いします。

あともう一つ、よく食品監視を県と、多少、業界の方も一緒になって、市内のスーパー、大型店で行っていると思うが、その場合、できたら専門家を入れていただきたい。単に県の職員と業界の団体だけだと、よくわからないと思う。伝票を見れば、どこから仕入れてどこへ販売したということはわかるが、そういうことをごまかしてる人がいっぱいいる。米屋がいい加減だということを以前に発言したが、米屋、八百屋、肉屋の業界、ここでは省略するが、大変ひどいものだ。そういうことを知らないで皆さん食べているだけである。

(企画県民部理事)

県も、「食の安全安心基本方針」により、生産、流通、販売の過程において、監視・監督をしている。そうは言っても、十分かという点、まだまだ積極的にやっていかなければならないことだと思っているので、力を入れていきたいと考えている。

(委員)

業界の中では、何となく事前に調査に行くことが知らされていたりして、がっかりすることがある。是非、ごまかせないようにお願いします。

(企画県民部理事)

食品の表示については、特に合同調査等も行っているが、景品表示法関係は県民生活センター、食品衛生法の関係については、衛生薬務課と保健福祉事務所、JAS法に関しては農務事務所が所管しており、連携して監督を行っている。発言されたことについても、十分気を付けてやっているつもりである。

(委員)

個人情報保護法について厳しく言われている中、災害時に高齢者が避難したのかを確認をしないといけないが、どこの家に住んでいるのか分からないことがある。また、民生委員一人が担当している人数が多く、一人で50人、60人の担当をしていることもある。災害時に、情報を持つるのは民生委員と市の職員ぐらいだと思うが、協力する団体には、我々は消防もやりながら防犯もやっているが、情報をいただけない。地域に消防団で防犯活動をしてる人がいるが、個人情報保護法の関係で情報を出さないという事例が多い。

独居老人がこの家に住んでいるというような情報を、目的がしっかりしており、しっかりした活動をしているような団体には、提供できるような形が取れば一番いいが、なかなか難しい問題だと思う。民生委員からはそんなことを言われている。今は何もなく平和だが、何かあった時、どうしたらいいのだろうと思う。民生委員を受けてしまったが、訓練をするにあたり、非常に不安がっている人がいる。

そういった情報を出していただければ協力できる団体がかなりあるのではないかなと思う。あと、自主防犯ボランティア団体があちこちで出てきているが、地区によって温度差がある。一生懸命やっている所もあるが、取りあえず形だけつくったような所もあるかもしれない。設立以降の活動等の支援、指導を行っていただきたいと思う。

(委員)

答申素案としてはこれで結構だと思う。災害対策や災害時の相互協力のためや、犯罪抑止に役立ってきた地域の連帯感を取り戻していくために、赤池委員から話が出ていたが、防犯活動のために、消防団組織をそっくりそのまま使っているという例が見られる。連帯感を取り戻していくためには、具体的には、消防団員の確保が課題なので、県のバックアップをいただければありがたい。

(生活安全部長)

本県の場合、平成14年の刑法犯認知件数、一般的に言うところの犯罪の発生件数だが、1万5,000件を超えて、戦後最高を記録した。この年には全国も同じく戦後最高を記録した。そういった中で、自分たちの安全は自分たちで守る、地域の安全は地域で守るという考えが出てきて、それぞれの地域で自主防犯ボランティアの結成が盛んに進んだ。

平成15年には、そういった自主防犯ボランティアは2団体しかなかったが、現在では約300団体、参加されている方々は、約3万1,000人である。そういう方々が、学校通学路での見守り活動をしたり、青色回転灯を付けた防犯パトロールカーで巡回したりしたこともあり、その後、刑法犯認知件数は減ってきて、戦後最高を記録した当時に比べると、約半数近くまで減っているという状況にある。

こういった自主防犯ボランティアの方々は、それぞれが自分たちができる範囲の中で、自分たちで活動をしているということで、相互の連携があまり図れないことから、警察署単位あるいは市町村単位で、自主防犯ボランティア団体の方々の一体化した組織である連絡会をつくり、そういった地域では、それぞれの中で自分たち

の活動状況を報告して、いいところを紹介したりとか、いろいろな情報の交換をしている。

せっかくそういう連絡会ができたので、県下での組織をつくろうということで、昨年の4月30日に、「自主防犯ボランティア団体連絡協議会連合会」をつくり、そのそれぞれの地域の協議会、連絡会の方々に集ってもらって、いろんな意見交換をしたり、全国の取り組みが進んでいる団体の方に来ていただいて講師になってその活動内容を発表してもらったりしている。その自主防犯ボランティア団体を今後ずっと継続していってもらうために対策を講じているところである。

(委員)

私たち民生委員も、地域の中で、個人活動が多様化する中で、いろんな事例、事案にぶつかり、不安なことが非常に多い。現実には、警察から突然、民生委員に電話がかかってきて、「この方の身元引受人として来てくれ」と言われたりする。それも、夜朝関わらずである。民生委員も、地域のテリトリーの中で活動していればいいというわけではなく、そこの地域から違う地域に移転した方でも、その地域に住民票があれば、そこの民生委員に、警察、病院などの、いろいろな所から連絡が入ってくる。

要するに、行政では対応し切れない諸問題というのが、非常にある。その中でどうにもならない証明事務や、民生委員の同意をもらわなければならない問題が突発的に発生した時に、民生委員の対応が、その後々の個人の責任問題になるのかという不安を持っており、一つ一つの事例に対して、「その後は大丈夫でしょうね」ということを、民生委員が言うようになった。民生委員協議会に入ってくる相談の中にも、そういう事例が幾つもある。

民生委員の当然の職務に係るものの考え方については、県民地協、市町村民地協において、研修会を開いたりしているが、個人活動になるとどうしても民生委員一人一人が、事例に対して不安を感じることがあるので、警察、消防、市町村の福祉事務所との連携を強く願っている。

いろいろな意味で、私たちにない職務権限を持っている方たちとの連携が必要である。児童虐待があっても、扉から中には入れないし、高齢者の不審な生活を把握したとしても、警察に来てもらったり、地域のお隣りさんのご協力をいただかないと、窓ガラス一つ割れない。こういうことが現実にあるので、今後とも、是非いろんな意味でご指導をお願いしたい。

(委員)

内閣府が昨年実施した障害者施策総合調査では、障害者の60パーセントが、障害を理由とした差別や偏見を感じている、とされている。同時に、国民一般に対するインターネット調査が行われ、一般の人の回答で、「差別があると思う」と、「少しはあると思う」というのを合計すると、90パーセント以上となり、差別が我々の周辺にしっかりとあるということである。

国は、この問題について法制度を改めて、総合福祉法をつくるという過程の中で、差別禁止に関わる問題については、平成24年度中に通常国会へ出すという行程を決めている。しかし、日常的な差別・偏見が、この法制度で簡単に解消するものでは

ないと思っている。このあつてはならない差別によって、障害者の自立が阻害されたり、結婚が妨げられたり、雇用の機会が失われたりということは、枚挙にいとまのないほど現実に我々の周辺にある。

障害者の差別の原因というのは、障害者に対する誤った理解によるものだと私どもは考えている。この際、県民に障害者への正しい認識と理解を進める積極的な啓発のための施策展開を是非進めていただきたい。障害者当事者を含めてやっていただければありがたいと考えている。千葉県をはじめとして、北海道、熊本県が既に条例の制定を進めているが、障害のある人もない人も、差別で苦しむことのないような、安心安全な暮らしが担保できる、そういう条例制定を目指していただければ、大変ありがたいと考えている。この点が欠落していたのでお願いをしたいと思います。

(福祉保健部長)

差別禁止法について、先行して国会で議論されると思う。本県には、障害者幸住条例があるが、その後、いろいろ国の制度も変わり、世の中もさまざまに変わってきており、また、平成25年の総合福祉法の施行へ向けての国の動きもあるので、条例をどうするのかということは、十分に検討していかなければならないと思っている。差別の部分について、条例でどういうふうに規定していくのかということは、今後、検討していきたいと思う。意見は十分承った。

(2) その他

事務局から今後の審議日程について説明し、了承を得た。